

○国家公安委員会告示第三十二号

次の公告国際テロリストについて、公告された事項に変更があったので、国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法(平成二十六年法律第百二十四号)第三条第二項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和三年六月二十四日

国家公安委員長 小此木八郎

1 名簿記載者公告番号Q1-301 (MOHAMMAD ALI AL HABBO)

(1) 変更前

氏名 MOHAMMAD ALI AL HABBO

(original script: محمد علي الحبو)

別名 (a)Mohamad Abdulkarim (b)Muhammad Abd-al-Karim (c)Al-Hebo (d)Al-Habu

(e)Al hobo (f)Habo (g)Hebo (h)Habu

その他参考となるべき事項 Turkey-based facilitator who provides financial services to, or in support of, Islamic State in Iraq and the Levant, listed as Al-Qaida in Iraq (QE-48)。ID 番号：(a)シリア IDカード10716775 (b)シリア IDカード2020316097 (c)シリア IDカード2020409286。同人に対するインターポール(国際刑事警察機構)・国連安全保障理事会特別手配書のウェブ・リンク：www.interpol.int/en/How-we-work/Notices/View-UN-Notices-Individuals

(2) 変更後

氏名 モハンマド・アリ・アル・ハッボ (MOHAMMAD ALI AL HABBO)

(original script: محمد علي الحبو)

別名 (a)モハンマド・アブドゥルカリム (Mohamad Abdulkarim) (b)ムハンマド・アブド・アル・カリム (Muhammad Abd-al-Karim) (c)アル・ヘボ (Al-Hebo) (d)アル・ハブ (Al-Habu) (e)アルホボ (Alhobo) (f)ハボ (Habo) (g)ハッボ (Hebo) (h)ハブ (Habu)

その他参考となるべき事項 イラクのアル・カーイダ (QE-48)としてリストに掲載されているイラクとレバント地方のイスラム国 (ISIL) に対する金銭的サービス又はこの団体を支援する金銭的サービスを提供する、トルコを拠点とする便宜供与者。ID番号：(a)シリア IDカード10716775 (b)シリア IDカード2020316097 (c)シリア IDカード2020409286。同人に対するインターポール(国際刑事警察機構)・国連安全保障理事会特別手配書のウェブ・リンク：https://www.interpol.int/en/How-we-work/Notices/View-UN-Notices-Individuals